

(制定) 平成 29 年 4 月 17 日

29 総 コ コ 第 69 号

(改正) 平成 30 年 3 月 28 日

29 総 コ コ 第 650 号

職員目安箱設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、職員目安箱の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 職員（東京都の職員（警視庁、東京消防庁及び議会局に所属する職員を除く。）及び公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成 14 年東京都人事委員会規則第 1 号）別表第二に掲げる団体への派遣職員をいう。以下同じ。）が抱えている問題意識や提案などの率直又は自由な意見等（以下「意見等」という。）を知事に直接伝えることのできる職員目安箱を設置し、職員の自律性を高め、都政改革につなげていく。

(対象者の範囲)

第 3 条 意見等を送付することができる者は、職員に限る。

(対象の意見等)

第 4 条 送付することができる意見等の内容に制限は設けない。

(意見等の送付)

第 5 条 意見等は、当該意見等を知事に直接伝えるために設けられた専用入力フォームへの入力・送信又は第 7 条第 1 項の規定により委嘱する弁護士の事務所への郵送により、常時受け付けるものとする。

2 意見等は、匿名により送付することができる。

(意見等の取扱い)

第 6 条 知事は、前条第 1 項の規定により受け付けた意見等を確認の上、必要に応じて対応を指示するものとする。

2 意見等は、知事以外の者が閲覧してはならない。ただし、職員目安箱の円滑かつ効果的な運営のため、知事が必要と判断した場合においては、この限りでない。

(弁護士への委嘱)

第 7 条 知事が意見等への対応を検討するに当たっては、必要に応じて弁護士に助言を求めることとし、当該弁護士（以下「担当弁護士」という。）は、都政について識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 担当弁護士の任期は、1 年とする。ただし、再任することを妨げない。

(担当弁護士の業務)

第8条 担当弁護士は、第5条の規定により郵送された意見等を受領し、適切に保管した上で、知事又は総務局コンプライアンス推進部の職員に引き渡すものとする。

2 担当弁護士は、第7条第1項の規定による知事の求めに応じて助言するものとする。

(意見等の公表)

第9条 知事は、都政改革に資する意見等の送付を促すため、第5条第1項の規定により受け付けた意見等のうち、主な意見等の要旨や対応状況を必要に応じて公表するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 職員は、意見等の送付を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(委任)

第11条 職員目安箱の運用その他この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局コンプライアンス推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。